

(照会先)  
社会保険業務センター  
総務部企画調整課 井上、佐野  
電話直通 5344-1109

平成17年10月6日  
社会保険庁

## 「年金振込通知書」における出力内容の誤りについて

### 1. 事象

埼玉県及び群馬県在住の年金受給者に送付した「年金振込通知書」(別添1)において、通知書の見開き部分に印字した「今回支払年月」欄に実際の支払年月である「平成17年10月」と印字すべきところを「平成17年8月」と印字され、受給者宛に送付されていることが、受給者からの申し出(10月5日)により判明。

### 2. 原因

年金振込通知書にかかる帳票の印刷及び発送業務については、アウトソーシングの考え方から、入札のうち民間業者への委託を行っている。

年金振込通知書の印刷にあたっては、入札業者において事前にテスト印刷したものの提出を受け、正しく印字されているか確認しているところである。

今回の事象については、入札業者9社のうちの1社において、テスト印刷時に使用した機器とは異なる機器を使用して本番の印刷を行っていた。この本番の印刷時における機器のシステム仕様が誤っていたために、誤った支払年月が印字されてしまった。

※振込金額等について誤りはない。

### 3. 影響

912,032件(誤りは、埼玉県・群馬県在住者分のみ)

### 4. 対応

- (1) 対象者の方には、お詫び状(別添2)と正しい内容の年金振込通知書を10月12日(水)に再発送する。
- (2) 印刷業者による出力誤りの発生原因の詳細等については、現在、調査中。

○ 誤りの事例

<誤>

年金振込通知書

この部分が誤り  
 基礎年金・厚生年金が裁定 平成 17 年 10 月 14 日  
 されたあなたの年金は、平成 17 年 **8** 月と、平成 18 年 4 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。  
 (年金の支払予定日は右面に記載してあります。)

年金の種類 厚生年金 老齢厚生 年金  
 年金証書の基礎年金番号・年金コード 9999 999999 1150  
 振込先金融機関店舗名 ○○○○○ 銀行・金庫  
 ○○○○○ 支店

この部分が誤り

	平成 17 年 <b>8</b> 月の支払額	平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月の各支払月毎の支払額
金額	999,999,999 円	999,999,999 円
介護保険料額	999,999,999 円	999,999,999 円
所得税額	999,999,999 円	999,999,999 円
差引支払額	999,999,999 円	999,999,999 円

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課



<正>

年金振込通知書

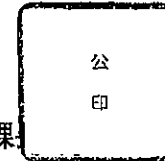
基礎年金・厚生年金が裁定 平成 17 年 10 月 14 日  
 されたあなたの年金は、平成 17 年 **10** 月と、平成 18 年 4 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。  
 (年金の支払予定日は右面に記載してあります。)

年金の種類 厚生年金 老齢厚生 年金  
 年金証書の基礎年金番号・年金コード 9999 999999 1150  
 振込先金融機関店舗名 ○○○○○ 銀行・金庫  
 ○○○○○ 支店

	平成 17 年 <b>10</b> 月の支払額	平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月の各支払月毎の支払額
金額	999,999,999 円	999,999,999 円
介護保険料額	999,999,999 円	999,999,999 円
所得税額	999,999,999 円	999,999,999 円
差引支払額	999,999,999 円	999,999,999 円

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課



(別添2)

受給者様

「年金振込通知書」の再送付について(お詫び)

この度、当センターから送付いたしました「年金振込通知書」の「今回支払年月」欄(本文1行目の年月及び枠内上段左側の年月になります。)について、実際の支払年月である「平成17年10月」と印字すべきところを「平成17年8月」と印字されていることが判明いたしました。

つきましては、正しい支払年月を印字しました「年金振込通知書」を同封させていただきましたので、先にお送りいたしましたものにつきましては破棄していただきますようお願い申し上げます。

当方の不手際により、大変ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

なお、振込金額等につきましては誤りがないことを念のため申し添えます。

平成17年10月 日

社会保険庁  
社会保険業務センター

この件につきまして、ご不明な点がございましたら下記へご照会ください。

[照会先]

社会保険庁 社会保険業務センター

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話 03 (3334) 3131(電話相談)

または

埼玉年金電話相談センター 電話 048 (830) 1165

群馬年金電話相談センター 電話 027 (290) 3822